

令和6年3月21日

一宮市専決規程及び一宮市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中野正康

一宮市訓令第2号

一宮市専決規程及び一宮市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する訓令
(一宮市専決規程の一部改正)

第1条 一宮市専決規程(昭和45年一宮市規程第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第10条関係) 【別記 参照】	別表第2(第10条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

事務の種類	専決事項	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	その他
略						
物品・備品調達	80万円を超え300万円未満				契 ○	
施行伺	300万円以上500万円未満			総務 ○		
	500万円以上1,000万円未満		総務 ○			
	1,000万円以上3,000万円未満(単価契約にあつては、1,000万円以上)					
物品・備品	300万円未満の購入業者の決定				契 ○	ただし、指名審査委員会
	300万円以上500万円未満の購入業者の決定			総務 ○		に付議するものを除く。
	500万円以上1,000万円未満の購入業者の決定		総務 ○			
	落札業者の決定				○	契約担当課長
	不用物品の廃棄決定				○	
	物品の保険契約				資経 ○	

予 定 価 格 (物 品 ・ 備 品)	見積金額500万円未満_____				契 ○	
	見積金額500万円以上1,000万円未 満_____			総務 ○		
	見積金額1,000万円以上3,000万円 未満_____		総務 ○			
	見積金額3,000万円以上_____	○				
予 定 価 格 (委 託 (工 事 に 関 する 測 量 、 調 査 、 設 計 、 監 理 等 を 除 く 。))	見積金額500万円未満_____				○	
	見積金額500万円以上1,000万円未 満_____			○		
	見積金額1,000万円以上3,000万円 未満_____		○			
	見積金額3,000万円以上_____	○				
略						
福 祉 事 業						
業	障害児通所支援事業及び障害児相 談支援事業の開始、変更及び休止の 届出の受理				障 ○	
	障害福祉サービス事業者等の指導 監査				指監 ○	
	障害児通所支援事業者の指導監査				指監 ○	
	略					
介 護 保 険						
険	介護保険サービス事業者及び介護 保険施設の指導監査				指監 ○	
	略					
工 事 入 札						
札	工事入札施行__、落札者の決定				契 ○	
	略					

改正案

事務の 種類	専決事項	副市長	部長等	部等の次 長等	課長等	その他
略						

物品・備品調達	500万円未満の施行伺				契 ○	ただし、指名 審査委員会 に付議する ものを除く。
	500万円以上1,000万円未満の施行伺			総務 ○		
	1,000万円以上1,500万円未満の施行伺		総務 ○			
	1,500万円以上3,000万円未満(単価) 契約にあつては、1,500万円以上) の施行伺	○				
	落札者の決定				○	契約担当課 長
物品管理	不用物品の廃棄決定				○	
	物品の保険契約				資経 ○	
予定価格(物品・備品)	_____500万円未満の決定				契 ○	
	_____500万円以上1,000万円未満の決定			総務 ○		
	_____1,000万円以上3,000万円未満の決定		総務 ○			
	_____3,000万円以上の決定	○				
予定価格(委託(工事に 関する 測量、調査、設計、監理 等を除く。))	_____500万円未満の決定				○	
	_____500万円以上1,000万円未満の決定			○		
	_____1,000万円以上3,000万円未満の決定		○			
	_____3,000万円以上の決定	○				
略						
福祉事業	略					
	障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業の開始、変更及び休止の届出の受理				障 ○	
	障害福祉サービス事業者等の監査及び勧告		福 ○			
	障害福祉サービス事業者等の指導				指監 ○	

	障害児通所支援事業者の監査及び 報告		福 ○			
	障害児通所支援事業者の指導				指監 ○	
略						
介護保 険	略					
	介護保険サービス事業者及び介護 保険施設の監査及び報告		福 ○			
	介護保険サービス事業者及び介護 保険施設の指導				指監 ○	
略						
工 事 入 札	略					
	工事入札施行伺、落札者の決定				契 ○	
略						

(一宮市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 一宮市行政改革推進本部設置要綱(平成7年一宮市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第6条関係) 【別記 参照】	別表(第6条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

総合政策部 政策課長	活力創造部 産業振興課長
総務部 デジタル推進室長	まちづくり部 都市計画課長
総務部 行政課長	建築部 住宅政策課長
総務部 人事課長	建設部 建設総務課長
財務部 財政課長	教育部 総務課長
財務部 市民税課長	教育部 生涯学習課長
市民健康部 市民課長	病院事業部 経営企画課長
福祉部 福祉総務課長	消防本部 総務課長
子ども家庭部 子育て支援課長	上下水道部 経営総務課長
環境部 環境政策課長	監査事務局 事務局長

改正案

総合政策部 政策課長	活力創造部 産業振興課長
------------	--------------

総務部 情報システム課長

総務部 行政課長

総務部 人事課長

財務部 財政課長

財務部 市民税課長

市民健康部 市民課長

福祉部 福祉総務課長

子ども家庭部 子育て支援課長

環境部 環境政策課長

まちづくり部 都市計画課長

建築部 住宅政策課長

建設部 建設総務課長

教育部 総務課長

教育部 生涯学習課長

病院事業部 経営企画課長

消防本部 総務課長

上下水道部 経営総務課長

監査事務局 事務局長

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。